

畜産農家飼料費支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本山町補助金交付規則（以下「規則」という。）第22条に基づき、畜産農家飼料費支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的及び予算)

第2条 本事業は、乾燥飼料の中でも、栄養バランスや品質が良いチモシーの購入価格の一部を支援することにより、畜産振興に寄与することを目的とし、町の予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象事業者)

第3条 この事業の補助対象事業者は、申請日時点において町内に畜舎を有し、その畜舎で経営を行っている畜産農家とする。

(補助対象経費、補助率等)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）の補助対象、補助金額は、別表1に定めるとおりとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書兼請求書（別記第1号様式）と必要書類を添付し、所定の期日（別表1）に町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 町長は、前条の申請書兼請求書を受理した場合は、その内容及び関係書類を審査し補助金を交付することが適当であると認め、補助金の額を決定したときは、畜産農家飼料費支援事業費補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するとともに、補助金を支払うものとする。この場合において、口座振込の方法により補助金を支払ったときは、入金をもって交付決定による通知に代えることができる。ただし、当該申請をしたものが、別表2に掲げるいずれかに該当すると認めるときは除く。

(補助金の返還等)

第7条 町長は、補助金交付の決定を受け、又は補助金の交付を受けた補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

- (1) 補助事業者がこの要綱に違反し、又は補助事業に関し不正の行為を行ったとき。
- (2) 補助事業者が虚偽又は不正の申請により、補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助事業者が補助金の交付の条件に違反したとき。
- (4) 補助事業者の実施が著しく不相当と認められたとき。

(関係書類等の保管)

第8条 申請者は、支援事業に係る帳簿及び証拠書類又は証拠物、事業終了年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。

(情報の開示)

第9条 支援事業又は支援事業者に関して、本山町情報公開条例(平成13年条例第2号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第7条の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(その他)

第10条 この要綱で定めるもののほか必要な事項は町長が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係、第5条関係）

補助申請期間	<p>6月1日～6月30日、9月1日～9月30日 12月1日～12月31日、3月1日～3月31日 の期間内での申請とする。</p>
補助対象	<p>町内に畜舎を有し、その畜舎で経営を行っている畜産農家が購入した乾燥飼料チモシーを補助対象とする。 （重量が1個あたり28kg以上になるように申請を行うこと）</p>
補助金額	<p>チモシー購入価格補助として 1,000円を基準額とする。</p>

別表2（第6条関係）

- 1 暴力団（本山町暴力団排除条例（平成23年条例第3号。以下「町暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 3 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 4 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 5 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 6 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 7 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 8 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 9 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。